

音楽のまち防府実行委員会設置要綱

令和7年4月7日制定

(設置)

第1条 「音楽のまち防府」を創造する取組を進め、音楽を通じた更なる文化・芸術の振興を図る催しを開催するため、音楽のまち防府実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、「音楽のまち防府」の地で、国際的に活躍している音楽家を招聘し、音楽を通じて、次代の文化を担う人達の文化活動を高めるとともに、音楽を愛する心を醸成するための催しを開催する。

(所管事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、関係機関及び関係団体との連絡調整その他必要事項の検討及び事業を行う。

(組織及び役員)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員会には委員長、外部に会計及び監事を置く。
- 3 委員長は、防府市音楽のまち創造プロデューサーをもって充てる。
- 4 会計及び監事は、委員長が委員会の承認を得て選任する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。

- 2 監事は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集して次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) その他委員長が必要と認める事項
- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
 - 3 会議への参加は、委員長及び委員とする。ただし、委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(会計)

第7条 委員会の経費は、事業収入、助成金、協賛金等をもってこれに充てる。

2 協賛金等は「音楽のまち防府」に関連する催しの開催及び関連する文化芸術振興に関する経費への活用とし、委員会の承認を得て委員長が決定する。

3 事業収支、助成金、協賛金等のための銀行口座登録住所は、委員長の住所とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、防府市文化スポーツ観光交流部文化振興課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

別表 音楽のまち防府実行委員会委員名簿

役員名	役職等
委員長	防府市音楽のまち創造プロデューサー
委員	防府市文化スポーツ観光交流部長
委員	防府市文化振興財団常務理事
委員	防府商工会議所専務理事